

クローズアップ輸送業界2024年

第22回 「飲酒運転」行政処分強化案の 概要とトラック運送事業者が とるべき対策



小山 雅敬（こやま まさのり）

大阪大学卒、都市銀行、シンクタンク、損害保険会社勤務後、株式会社コヤマ経営設立。運送業コンサル歴30年以上、指導企業数3千社超、講演・執筆多数。著書に『運送業経営相談室（日本法令）』『実例に基づくトラック運送業の資金制度改革（日本法令）』。資格 中小企業診断士、日本物流学会正会員など

死亡事故など重大事故に直結する飲酒運転が、いまだに後を絶ちません。酒酔い・酒気帯び運転は極めて悪質・危険な犯罪行為です。今回は、酒酔い・酒気帯び運転に対して強化された行政処分の概要とトラック運送事業者がとるべき対策について解説します。

飲酒運転根絶に向けて行政処分強化

2024年9月19日、国交省が自動車運送事業者に対する、行政処分などの基準改正に関する通達を出しました。当初案では25年1月に施行する予定でしたが、悪質な飲酒運転事故の発生などにより迅速な施行を望む声が高まり、3カ月前倒しされ24年10月1日に施行されました。

これまでは自社のドライバーが飲酒運転をした場合、初違反で100日車※の車両停止ですが、今後は飲酒が身体に与える影響に関する教育指導が行われておらず（100日車）、点呼が未実施（100日車）の場合、合計「300日車」の車両停止になります。改正案の概要は以下の通りです（対象：トラック・バス・タクシー）。※〇〇日車：車両が使用できなくなる期間

新設

●指導監督義務違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた時に、飲酒が身体に与える影響や飲酒運転の禁止に係る指導が未実施の場合

初違反 100日車

再違反 200日車

●点呼の実施違反

酒酔い・酒気帯び運行が行われた時に、点呼が未実施の場合

初違反 100日車

再違反 200日車

管理体制の強化と指導の徹底を

行政処分の基準が強化された背景には、漸減傾向にあった飲酒運転事故件数が2023年に増加に転じたことが挙げられるでしょう。トラック運送事業者が早急にとるべき対策は以下の通りです。

飲酒運転撲滅に向けた事業者の対策

- ① 飲酒運転禁止を就業規則などに定め、入社時の誓約書にも盛り込む。
- ② 飲酒が身体に与える影響（アルコールが体内から抜ける時間の目安など）や点呼のルールを全社員に研修で周知し、事業所内にポスターを掲示する。研修は国交省物流・自動車局作成の「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル2024.3」を使って実施し、参加者の記録を保管しておく。
- ③ 特に長距離ドライバーの出先でのアルコールチェックを徹底する。
- ④ 人事考課表に「法令遵守」に関する評価項目を盛り込み、飲酒運転防止・点呼の完全実施・改善基準告示遵守などの達成度合いを評価して意識を高める。
- ⑤ 日常の健康管理を指導し、アルコール依存症の有無を確認する。

飲酒運転防止マニュアルは
こちらから

